

○道が実施する開発公共事業等に関する説明

事業名	日本海宗谷地区特定漁港漁場整備事業		
事業内容	整理番号	整備対象漁場名	計画数量
	1	金田岬沖漁場(魚礁)	42,000 空 m3
	2	南高山地先漁場(囲い礁)	1.50ha
	3	赤岩地先漁場(囲い礁)	1.20ha
	4	栄浜地先漁場(囲い礁)	0.50ha
	5	利尻西部沖漁場(産卵礁)	3.00ha
	6	神居地先漁場(囲い礁)	0.85ha
	7	神磯地先漁場(囲い礁)	1.00ha
	8	政泊地先漁場(囲い礁)	0.50ha
	9	利尻根周辺漁場(魚礁)	56,000 空 m3
	10	鬼脇沖漁場(魚礁)	49,000 空 m3
	11	清川地先漁場(囲い礁)	1.00ha
	12	雄忠志内沖漁場(魚礁)	21,000 空 m3
	13	富士岬沖漁場(魚礁)	21,000 空 m3
事業計画期間 (全体)	令和4年度～令和13年度	計画事業費 (全体)	7,155 百万円
整備の趣旨	<p>磯焼けによりウニの餌場やソイ類等魚類幼稚魚の育成場となる藻場が減少し、特に餌不足による実入りの少なさや悪天候による作業時間の減少から地区の主要な根付け資源の一つであるキタムラサキウニが急激に減少したため、ウニの餌場やソイ類幼稚魚の育成場となる藻場の造成が必要とされている。</p> <p>また、当地区では海洋環境の変化等によりサケやスルメイカの漁獲量減少が見られている。当地区の漁獲量はサケやスルメイカを含む回遊性資源が約70%を占めており、今後も海洋環境の変化等による影響が予想される中で、地域で取り組む各種資源管理と連携した施設整備により漁獲量の安定又は増加が見込まれるミズダコやソイ類等多様な魚種を対象とした生息の場を造成し、持続的な漁業生産の確保を図ることが求められている。</p> <p>マスタープランの指標種であるソイ類は幼稚魚期において沿岸の藻場を生息の場として過ごし、成長に伴い沖合の岩礁域に移動する。マスタープラン対象種であるヒラメ及びカレイ類は未成魚期に浅場から沖合における岩礁域周辺の砂礫帯や砂泥域に移動する。同じくマスタープラン対象種のミズダコは主に潮間帯から水深200m前後の岩礁域やその周辺の砂泥域に分布し、季節的な深浅移動(春秋は浅場、夏は深場)を行う。産卵期には岩穴やそれに類似する構造物などで産卵する。</p> <p>しかし、当地区ではソイ類やヒラメ、カレイ類未成魚、成魚の生息環境及びミズダコの産卵環境となる中層から沖合の岩礁域が不足していることから、マスタープランに基づき、地区沖合にこれらの魚種を対象とした産卵礁及び魚礁を整備し、資源の安定、増加を図る。</p> <p>また、当地区ではソイ類の幼稚魚育成場となる沿岸域の藻場が不足して</p>		

	<p>いることから、マスタープラン及び藻場ビジョンに基づき、コンブが繁茂する水深に合わせた高さのある単体礁や囲い礁を造成、ウニ類の密度管理や食害生物の除去を行うなどして磯焼けの一因となるウニ類の食圧過剰を抑制し、持続的な藻場施設を造成することにより、資源の安定、増加を図る。</p> <p>なお、藻場の整備や産卵礁、魚礁の設置により、藻場を餌場とするキタムラサキウニや、岩礁域及びその周辺において摂餌、休息するホッケやマダラといった多様な魚種の生息環境が整備されることから、これらの魚種の増産も見込まれる。</p> <p>以上の取組により、海域の生産力向上を図り、持続可能な漁業生産の確保を目指す。</p>
<p>事業採択基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画事業費が3億円以上 2. 漁港と漁場を一体的に整備する場合は次の要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1漁港当たり事業費が3億円超 (2) 次のいずれかの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1漁港の利用実隻数、又は登録隻数が50隻程度以上 ・ 1漁港の陸揚金額が1億円程度以上 (3) 漁場施設ごとの要件 <ul style="list-style-type: none"> 魚礁：事業量5,000空m³以上 増殖場：事業費5千万円以上 養殖場：事業費1億円以上 3. 漁場を単独で整備する場合は次の要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 共同漁業権内の登録漁船数が100隻程度以上 (2) 2の(3)の要件を満たすもの
<p>道民意見と対応状況</p>	<p>道民意見は特になし</p>

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	日本海宗谷地区
-----	---------

ロ 所在地

都道府県名	北海道	関係市町村名	利尻富士町、利尻町、礼文町
地域指定	過疎、辺地、国立公園、離島、農振、特定		
整備対象漁港名		整備対象漁場名	①金田岬沖漁場、②南高山地先漁場、③赤岩地先漁場、 ④栄浜地先漁場、⑤利尻西部沖漁場、⑥神居地先漁場、 ⑦神磯地先漁場、⑧政泊地先漁場、⑨利尻根周辺漁場、 ⑩鬼脇沖漁場、⑪清川地先漁場、⑫雄忠志内沖漁場、⑬ 富士岬沖漁場
		(関係漁港名)	東上泊漁港、幌泊漁港、浜中漁港、須古頓漁港、西上泊 漁港、宇遠内漁港、知床漁港、差閉漁港、香深井漁港、 内路漁港、礼文西漁港、新湊漁港、蘭泊漁港、御崎漁 港、仙法志漁港、鬼脇漁港、雄忠志内漁港、本泊漁港

ハ 位置図

